

会 議 録 目 次

平成 1 3 年第 1 回海田町議会 2 月定例会（第 4 日）

平成 1 3 年 2 月 2 6 日（月）午前 9 時 0 0 分開議

日程第 1	第 11 号議案	広島圏都市計画事業海田市駅南口土地区画整理事業施行条例の制定について（海田市駅南口土地区画整理事業施行条例審査特別委員会報告）	4
日程第 2	第 17 号議案	海田町真田会館設置及び管理条例等の一部を改正する条例の制定について	8
日程第 3	第 18 号議案	海田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について	8
日程第 4	第 19 号議案	海田町精神障害者通院医療費支給条例の制定について	8
日程第 5	第 20 号議案	海田町下水道条例の一部を改正する条例の制定について	8
日程第 6	第 21 号議案	平成 1 3 年度海田町一般会計予算	8
日程第 7	第 22 号議案	平成 1 3 年度海田町公共下水道事業特別会計予算	8
日程第 8	第 23 号議案	平成 1 3 年度海田町国民健康保険特別会計予算	8
日程第 9	第 24 号議案	平成 1 3 年度海田町老人保健特別会計予算	8
日程第 10	第 25 号議案	平成 1 3 年度海田町介護保険特別会計予算	8
日程第 11	第 26 号議案	平成 1 3 年度海田町水道事業会計予算	8
日程第 12	請願第 1 号	海田町における小中学校の教科書採択制度の改善に関する請願（総務文教委員会請願審査報告）	1 7
日程第 13	諸般の報告		1 8
	（ 1 ）議 会 報 告		
	（ 2 ）報 告 第 1 号	海田中央第三蟹原一丁目地区污水管新設工事（ 1 2	
		－ 5 ）請負契約の変更について	1

平成13年第1回海田町議会定例会

会 議 録 (第4号)

1. 招 集 年 月 日 平成13年2月14日 (水)
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開会 (開 議) 2月26日 (月) 9時00分宣告 (第4日)

〜〜〇〜〜

4. 応 招 議 員 (20名)

1番	桑 原 克 之	2番	多 田 雄 一
3番	堀 間 禎 子	4番	西 山 勝 子
5番	百 本 忠 弘	6番	宮 坂 二 郎
7番	河 野 道 昭	8番	崎 本 広 美
9番	原 田 幸 治	10番	千 柄 義 昭
11番	前 田 勝 男	12番	住 吉 充
13番	山 岡 寛 次	14番	松 井 俊 海
15番	佐 中 十九昭	16番	中 岡 長 一
17番	国 岡 光 明	18番	加 藤 公
19番	奥 村 邦 一	20番	田 中 千 代

〜〜〇〜〜

5. 不 応 招 議 員

な し

〜〜〇〜〜

6. 出 席 議 員 (19名)

1番	桑 原 克 之	2番	多 田 雄 一
3番	堀 間 禎 子	4番	西 山 勝 子
5番	百 本 忠 弘	6番	宮 坂 二 郎
7番	河 野 道 昭	8番	崎 本 広 美
9番	原 田 幸 治	11番	前 田 勝 男
12番	住 吉 充	13番	山 岡 寛 次
14番	松 井 俊 海	15番	佐 中 十九昭

16番 中 岡 長 一
18番 加 藤 公
20番 田 中 千 代

17番 国 岡 光 明
19番 奥 村 邦 一

7. 欠 席 議 員

10番 千 柄 義 昭

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	加 藤 天
助 役	石 原 憲 治
収 入 役	正 木 洋
企 画 部 長	中 野 潔
総 務 部 長	三 村 素 直
福 祉 保 健 部 長	富 田 征
福 祉 保 健 部 参 事	
兼 保 健 セ ン タ ー 所 長	因 幡 忠 志
建 設 部 長	池 の 本 和 弘
財 政 課 長	内 田 和 彦
教 育 長	李 木 義 夫
教 育 部 長	山 本 義 彦
教 育 部 参 事	
兼 海 田 東 公 民 館 長	柳 原 徹
上 下 水 道 部 長	佐 藤 隆
下 水 道 課 長	楨 根 君 夫

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	中 島 文 男
主 査	梶 原 正 勝
主 任	伊 藤 仁 士

10. 議 事 日 程

- 日程第1 第11号議案 広島圏都市計画事業海田市駅南口土地区画整理事業施行条例の
制定について（海田市駅南口土地区画整理事業施行条例審査特
別委員会報告）
- 日程第2 第17号議案 海田町真田会館設置及び管理条例等の一部を改正する条例の制
定について
- 日程第3 第18号議案 海田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条
例の制定について
- 日程第4 第19号議案 海田町精神障害者通院医療費支給条例の制定について
- 日程第5 第20号議案 海田町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 第21号議案 平成13年度海田町一般会計予算
- 日程第7 第22号議案 平成13年度海田町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第8 第23号議案 平成13年度海田町国民健康保険特別会計予算
- 日程第9 第24号議案 平成13年度海田町老人保健特別会計予算
- 日程第10 第25号議案 平成13年度海田町介護保険特別会計予算
- 日程第11 第26号議案 平成13年度海田町水道事業会計予算
- 日程第12 請願第1号 海田町における小中学校の教科書採択制度の改善に関する請願
（総務文教委員会請願審査報告）

日程第13 諸 般 の 報 告

（1）議 会 報 告

（2）報 告 第 1 号 海田中央第三蟹原一丁目地区污水管新設工事（12 －5）請負契約の変更について

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開議

○議長（田中）皆さん、おはようございます。本日は大変ご苦労さまでございます。

2月16日に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は19名です。定足数に達しておりますので、これより本日の
会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付をしております、日程第1から日程第1

3に至る各議案でございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（田中）日程第1、第11号議案、広島圏都市計画事業海田市駅南口土地区画整理事業施行条例の制定についてを議題といたします。

本件については、去る14日の本会議において、海田市駅南口土地区画整理事業施行条例審査特別委員会に付託をしておりますので、条例審査特別委員長から委員会の審査経過並びに結果について報告を求めます。

土地区画整理事業施行条例審査特別委員長、前田さん。

○11番（前田）11番、前田です。

それでは海田市駅南口土地区画整理事業施行条例審査特別委員会の委員長報告をいたします。

本委員会は、平成13年2月14日付で付託された案件を審査した結果、次のとおり決定しましたので、海田町議会会議規則第72条の規定により報告をいたします。

付託されました案件は、第11号議案、広島圏都市計画事業海田市駅南口土地区画整理事業施行条例の制定についてでございます。審査結果につきましてはお手元に配付している報告書のとおりでございますが、審査は原則として各条文ごとに進めましたが、提案の趣旨、あるいは第1条の本条例案の趣旨の部分における質疑が重点的に行われました。すなわち、政府与党の中止勧告にあったが、事業をなぜ進めるのか。また、この条例を定めることにより、ますます住民との溝が深まるのではないかという懸念や、この条例を定める前にまず、住民との話し合いが先ではないかといった意見が出されましたが、一方では、この条例は住民の不安解消のため、また、住民の同意を求めるための基本方針、ルール定め条例であるから、必要なものであり、提出されるのが遅過ぎたというような意見も出されております。

続いて、十分な審査結果に基づき討論を行ったわけでございますが、まず、反対討論として、本条例は地域住民へのコンセンサスが欠如しており、現段階で制定すべきものではなく、住民との話し合いを進めた上で提出すべきものである。また、財政運営上の見通しが欠如しており、今後の財政負担を考えれば、事業そのものに対する不安もあり、本条例は制定すべきではないとの趣旨の反対討論が行われました。

賛成討論としては、本条例は事業の開始に当たって必ず定めなければならないものであること。また、その内容は地権者の一番関心の高い地積の決定方法や、清算金等がで

きるだけ、地権者の方々の負担にならないよう考慮されていることなどから、不安解消のためにもぜひ必要な条例であるという趣旨の賛成討論が行われました。

以上が委員会審査の過程における意見の概要並びに討論の概要でございます。

それでは、審査の結果をご報告いたします。第11号議案、広島圏都市計画事業海田市駅南口土地区画整理事業施行条例の制定については起立採決を行い、賛成多数で原案のとおり決すべきものと決定をいたしております。

以上、まことに簡単ではございますが、委員長の報告といたします。

○議長（田中）以上で委員長報告を終わります。

議員全員で構成する委員会でございますので、委員長報告に対する質疑は省略いたします。

これより本案について採決を行います。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものとするものでございます。討論がございますか。

討論があるようですので、本案について討論を行います。

まず、反対討論を許します。佐中さん。

○15番（佐中）11号議案に反対の討論をいたします。広島圏都市計画事業海田市駅南口土地区画整理事業施行条例の制定について反対討論をいたします。

今までのやり方では、いつまでたっても前進はありません。このままで土地区画整理事業施行条例をつくると、今後大きな禍根を残すことになり、できるものもできなくなるおそれがあります。この施行条例は、区画整理の事業を進める見通しができた場合に提案すべきで、今このまま強行すれば、長期にわたって事業がストップし、長引いたら長引くだけむだな支出がかさみ、財政に大きく影響するように考えられます。

予算審査のときにも申しましたが、住民と一緒にまちづくりをするのが基本であり、町民が主人公の立場をとらなくてはなりません。町が一方的に進めることは民主主義に反しますし、ますます溝が深くなり、泥沼に入り込むことになります。議会として、これ以上強行するなということとは、関係住民の気持ちをくむことになり、これ以上のトラブルはもう避けてほしいという気持ちでいっぱいであります。

私どもは年末から全世帯にわたってアンケートを実施いたしました。アンケート結果でも凍結は11%、住民の協力があるまで中止をする、これが25%、中止というのが20%、合わせれば56%の方々が反対の意思表示をされております。あと、わからないが21%、賛成はわずか23%であります。アンケートの中には、地元住民の合意も

なく血税を使い過ぎる大型公共事業には反対。約100億円は福祉や他の施策に活用してください。行政の勝手な都市計画に何で税金を払わなければならないのか、こういう切実な声もあります。これが大方の町民の声だということを強調して反対討論を終わります。

○議長（田中）続いて賛成討論を許します。国岡さん。

○17番（国岡）賛成討論を行います。

この広島圏都市計画事業海田市駅南口土地区画整理事業施行条例に対して、この条例は海田町の玄関の開発でございまして、議会も議決しとる事業でございますし、今までこう聞いていますと、地権者との話し合いがスムーズに行っていないというようなことも聞いておりますが、この条例が通りますれば住民、地権者に対しての詳しい説明が行われ、地権者にいち早く納得していただいて、海田市の南口、玄関を開発に対して事業が早く施行できるよう、この条例に対して私は賛成するものでございます。

○議長（田中）ほかに討論はありませんか。

反対討論を許します。桑原さん。

○1番（桑原）海田市駅南口土地区画整理事業施行条例に対して反対討論を行います。

第1点、地域住民のコンセンサスの欠如でございます。公共事業の抜本的見直しに関する3党合意書によりますと、採択後5年以上経過していまだ着工していない事業で、中止勧告を受けたものは中止を前提として抜本的に見直すこととしており、また、これからの事業は、地域住民のコンセンサスを重視すべきであるとも述べております。これに対し、町は抜本的見直しを行うこともなく、今までと同様、地元住民を無視し、はなから事業継続のための所定の手続を町独自で一方向的に進め、継続を決定したところでございます。住民の生活を守るべき行政が、地域住民の理解、納得を得ないまま、住民に有無を言わず事業計画決定を押しつけるような反自治的、非民主的なやり方自体に住民は憤りを覚え、その場その場で対立が生ずるわけでございます。地元住民の納得と協力なくしては、町が行政権力により事業計画決定を行ったとしても、過去の事例もさることながら、事業計画決定に伴う法令上、または日常生活面でも住民への過酷な生活を強制するのみであって、当該事業の円滑な着工、進展は到底期待できるものではなく、同計画の実現は極めて困難であります。

2番目に、資金確保等、財政運営上の見通しの欠如が挙げられます。海田町の一般会計予算の規模は例年80億から90億でございまして、その歳入予算構成は、おおむね

自主財源 60%、依存財源 40%の割合になっております。近年の景況から見て、自主財源は年々下降傾向をたどり、公債費比率は 15%を超えるほか、財政指数、経常収支比率、実質収支比率等の各財政指標係数は、すべて軒並み悪化の状況にあります。当該事業の資金計画の総事業は 106 億円でございまして、それが 91 億円に減額改定されました。ほかの自治体の取り組んでいる土地区画整理事業における国、県及び市町村の負担割合に比して、当町の場合、町負担が 83%という極めて大きい特異性があります。これが今後の町財政に与える影響は甚大であり、しかも過去の数多くの事例から見て、当該事業の当初予算額及び事業期間は大幅な増大及び延伸となることは必至であります。これに伴う資金計画や資金確保の手法は示されておられません。いずれにせよ、他の行政目的予算との関連もあって、ますます町財政の圧迫の一大要因となることは自明の理であります。資金計画中、建物移転補償費、71 億円計上されておりますが、高度利用者、4つのビルでございしますが、物流企業、金融業等が立建しており、ほぼ企業、個人の全戸が再築工法による特異性から、その立ち退き費用、営業補償等だけでも莫大な経費を要するものでございます。また、住民個々の補償額も皆目見当がつかず、とても納得できるものではございません。

さらに、住民にとっては仮住まいの住宅環境、家財管理等がどうなるのか、最も関心のあることについては一切内容が知らされず、先行き不安材料ばかりの事業計画は断固反対せざるを得ません。

町は、当該区画整理事業のほか、一体事業として J R 立体交差事業、同関連道路整備事業等があり、予算見込み規模は 170 億円はくだらないと予測されております。これら大事業の実行予算は他の自治体の実施例から見て、当初予算を大幅に上回り、事業期間を大幅延長することが通例になっております。概算年間 20 億を超えるこれらの大型事業の財源充当に関して、年々増大化する医療、介護、教育等の他の行政目的の遂行予算の財源確保もあわせて、その調達の見通しはどうなるのか、大いに懸念されるところでございます。当該事業の当初予算資金や、その増大分の充当資産は都市計画税、固定資産税の増税等の増収入のアップか、公社債による借入金に頼るほかはございません。その対応が住民を犠牲にすることでございます。特に借金財政は、公債費比率が危惧値 15%を超えているほか、総事業費の 83%が町負担になっているという特異性から、過酷な負担を孫子の時代まで住民に強要することになりかねません。

町が土地区画整理法を盾に、住民不在、住民無視により事業決定を推し進めるのであ

れば、地元住民は憲法で保障されている、かけがえのない各自の生活と財産を守るため、断固反対せざるを得ないわけでございます。よって本施行条例の撤回を求める次第でございます。以上。

○議長（田中）ほかに討論はございませんか。河野さん。

○7番（河野）7番河野です。海田市駅南口土地地区画整理事業施行条例の制定について、私は賛成の立場から討論させていただきます。

この事業というものは、海田市駅の顔でございます。いわゆる海田町の顔をつくる事業でございます、この条例が制定されること自体が遅かったんではないかと思うくらいで、早急にこれを立ち上げていただきまして、これによって今からの町のいろんな事業を進めていくということになるわけございまして、そういうことで私はこの条例を賛成するわけで、それによって海田町が生き生きとする顔になるということを期待しまして、賛成討論といたします。

○議長（田中）ほかに討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより起立により採決を行います。お諮りいたします。

第11号議案については原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（田中）起立多数と認めます。よって、第11号議案については原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（田中）この際、日程第2、第17号議案から日程第11、第26号議案までを一括議題といたします。

去る16日の本会議において予算審査特別委員会に付託いたしました各案件について、予算審査特別委員長から委員会の審査経過並びに結果について報告を求めます。予算審査特別委員長、河野さん。

○7番（河野）それでは、委員長報告をいたします。

本委員会は平成13年2月16日付で付託された案件を審査の結果、次のとおり決定しましたので、海田町議会会議規則第72条の規定によって報告をいたします。

なお、議員全員による委員会でございますので、簡潔に報告をさせていただきます。

付託案件及び審査過程については、お手元に配付しております報告書のとおりでございます。

それでは、審査結果についてご報告させていただきます。

まず１、第１７号議案、海田町真田会館設置及び管理条例等の一部を改正する条例の制定について、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

２、第１８号議案、海田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

３、第１９号議案、海田町精神障害者通院医療費支給条例の制定について、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

４、第２０号議案、海田町下水道条例の一部を改正する条例の制定について、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

５、第２１号議案、平成１３年度海田町一般会計予算、本案に対しては修正案が提出されましたので、提案理由の説明の後、起立採決を行い、賛成少数で否決されました。したがって、その後、原案に対する反対討論、賛成討論を行い、起立採決の結果、次のとおり決定したものでございます。賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

６、第２２号議案、平成１３年度海田町公共下水道事業特別会計予算、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

７、第２３号議案、平成１３年度海田町国民健康保険特別会計予算、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

８、第２４号議案、平成１３年度海田町老人保健特別会計予算、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

９、第２５号議案、平成１３年度海田町介護保険特別会計予算、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

１０、第２６号議案、平成１３年度海田町水道事業会計予算、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。以上でございます。

なお、執行部におかれましては、委員会審査の過程において委員各位から述べられました意見並びに要望等が十分に反映されるよう特段の配慮を払われまして、慎重かつ適正な予算執行をなされるようお願いをいたしまして、委員長報告を終わります。以上。

○議長（田中）以上で委員長報告を終わります。

議員全員で構成する委員会でございますので、委員長報告に対する質疑は省略いたします。

これより、各議案ごとに順次採決を行います。

まず、第１７号議案、海田町真田会館設置及び管理条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものとするものでございます。討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中）討論なしと認めます、討論を終結いたします。お諮りいたします。

第１７号議案については委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中）異議なしと認めます。よって、第１７号議案については、委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第１８号議案、海田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものとするものでございます。討論がございますか。

討論があるようですので、本案について討論を行います。

まず、反対討論を許します。佐中さん。

○１５番（佐中）１８号議案、海田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正するについて反対討論を行います。

家電リサイクル法が４月１日から実施されることに伴っての条例の改正であります、使用者が使用済みの家電製品を引き取ってもらう段階で支払うリサイクル料金はメーカーが決めることになっており、家電メーカーが公表した料金は冷蔵庫で４,６００円、エアコンで３,５００円、テレビで２,７００円、洗濯機で２,４００円とされております。これまで家電製品を小売店や自治体引き取る場合、有料でも１,０００円程度がほとんどで、これと比べても住民の負担は大幅に増加をすることになります。さらに消費者は、リサイクル料金に加えて、自宅から指定取引場所まで使用済み家電製品を運んでもらうために小売業者や自治体に収集運搬料金を支払わなくてはなりません。この収集運搬料金は、引き取った使用済み家電メーカーに渡す義務を背負っている小売業者や自治体が個別に決定することになっております。

この個別に決定することで、なぜ、広島市と同じように歩調を合わせなければならない

いのか。その理由が理解できないのであります。お隣の府中町は運搬の場合2,800円であり、また持ち込んだ場合には、400円も安い料金を設定しております。このことによって不法投棄も今後ふえる可能性もあります。長引く不況時に極力抑えていくことが本来の自治体の役割であるのに、納得できないので、反対の意思を表明して討論を終わります。

○議長（田中）続いて、賛成討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中）ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより起立により採決を行います。お諮りいたします。

第18号議案については原案のとおり決するに皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数と認めます。よって、第18号議案については原案のとおりこれを決します。

続いて、第19号議案、海田町精神障害者通院医療費支給条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものとするものでございます。討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中）討論なしと認めます。討論を終結いたします。お諮りいたします。

第19号議案については委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中）異議なしと認めます。よって、第19号議案については委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第20号議案、海田町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものとするものでございます。討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中）討論なしと認めます。討論を終結いたします。お諮りいたします。

第20号議案については委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中）異議なしと認めます。よって、第２０号議案については委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第２１号議案、平成１３年度海田町一般会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものとするものでございます。本案に対しては、堀間さん外１名からお手元に配付をいたしました修正の動議が提出されております。したがって、これを本案とあわせて議題とし、提出者から提案理由の説明を求めます。堀間さん。

○３番（堀間）議案第２１号、平成１３年度海田町一般会計予算に対する修正動議。上記の動議を地方自治法第１１５条の２及び海田町議会会議規則第１６条第２項の規定により、別紙の修正案を添えて提出します。

修正の内容は、金額７２万７,０００円を歳入の中で修正しました。これは、海田町がＪＲから借りている駅北口の借地料です。その土地は駐輪場として現在利用されており、駅前駐輪場の自治会が管理しています。しかし、自治会は整理料として１台１００円の費用を取り、現在５,０００万円以上の蓄えがあります。ならば自治会から７２万７,０００円を海田町にもらってもいいのではないかとの町民からの声がありました。また、使用料として自治会は町に払うべきだとの声もありました。このたび監理課の精力的な働きで６回の話し合いがもたれ、そして自治会から７２万７,０００円払ってもよいという確約がとれたということは、大きな前進であると私は評価しております。

しかし、残念ながら新年度予算には盛り込まれていません。よって修正案として提出しました。まず、７２万７,０００円が入金になるとして、そのまま諸収入の中の雑入に入れられないか。古い昔の国鉄の契約書には第１２条に用地を転貸してはならないと明記してあります。又貸しを禁止しているわけです。ですから、使用料としては計上できない。そこで、一般寄附という項目へ７２万７,０００円を入れ込み、７２万８,０００円と修正しました。そのままでは合計がふえますが、私は、財政調整基金５億１,５００万円から７２万７,０００円を引いて５億１,４２７万３,０００円と修正しました。よって、歳入合計８３億６,６００万円は変更ありません。

以上が新年度予算の修正案です。今まで自転車自治会のやり方や、費用の問題、また、５,０００万円という剰余金を批判して質問をしてこられた議員の皆様、たとえわずかもやっと町に返ってくるお金を修正しました。ぜひともこの提案にご賛同くださるようよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（田中）以上で説明を終わります。これより提出者に対する質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中）質疑なしと認めます、質疑を終結いたします。

これより順次採決を行います。まず原案に対する修正案について討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより原案に対する修正案について、起立によって採決をいたします。お諮りいたします。

本修正案に賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（田中）起立少数です。よって、本修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものとするものでございます。討論がございますか。

これより討論を行います。まず、反対討論があれば許します。佐中さん。

○15番（佐中）平成13年度の一般会計について反対討論をいたします。

中には、我々が要求した項目も幾つかありますが、まず最初に、長引く不況のもと町民の暮らしを守ることが地方自治法の基本であり、住民の健康、安全、福祉を増進させることが第1の仕事であります。ところが、施政方針に明らかなように、町税や国保税は収納強化計画をしながら、積極的に徴収活動をする。日曜日だろうが、夜だろうが、景気が悪だろうが、支払いたくても支払うお金がなかろうが、お構いなしに徴収に行く方針であります。

一方、長の本来の行政手腕と言われる財源の確保は、手を打つことを方針にも入れずに、努力もないというあらわれは施政方針に出て、国や県などからの積極的な歳入の取り組みは皆無と言っていいほどの構えであります。マツダの中期計画の問題も、マツダの内部の問題を理由にしながら傍観をしている政治感覚では、下請け企業や地元業者、働く者の雇用を守る政治感覚が全く見受けられませんでした。

本来であれば町長を先頭に、町や議会が積極的に申し入れ、関連する企業を励まし、労働者を激励するのが一番の方法であったわけです。さらに廃棄物処理料金は府中町よりも高く、各種使用料はバランスを取りながら、事実上町民に値上げを押しつけて負担

増を見込んでおります。保育料も4.2～4.3%の引き上げをしております。区画整理事業は町民不在で事業を無理やり進めようとするやり方には到底賛成できません。また、歳入の面では、地方交付税の財源不足は地方が一部肩がわりし、借金して賄うという仕組みがなされております。地方交付税は、自治体によって住民税などの自主財源に格差があるため、どこの自治体でも一定水準の行政サービスが行えるよう、国が定めた標準的な事業に要する費用が自治体の自主財源では足りない場合に、その不足分を補う制度です。その財源は所得税、法人税、酒税、たばこ税と消費税のそれぞれの税収に法律で定めた率を掛けた額であります。ところが政府は、公共事業50兆円路線を推進する。政府が進めたい事業のため、借金は元利償還分を交付税額に上乘せをするという誘導策を拡大してきた結果、その財源が足りなくなって限界になったため、今度は不足した4分の1を地方が肩がわりする借金をするようになっております。

昨年より、地方交付税が1億1,250万円減額なのは、その結果であります。審議のときの説明でも、臨時財政対策債という説明がありましたが、これは地方の財源不足を臨時財政対策債という赤字地方債を発行して補てんをさせるやり方は、地方税法の法の趣旨にも反することです。これはまた、2001年度には4分の1で、2002年から3年度には倍になります。財源不足の臨時財政対策債を発行するかしないかは、自治体の判断に任されております。将来借金が多く、公債費負担の高い自治体は、これ以上の借金をしたくないということで、発行を見送るところも出てくるところもあります。そうなれば、経常経費の財源が減るわけですから、住民サービス切り捨てが行われる危険性が大であります。この赤字地方債は、今後の地方財政に大きく影響することを指摘して反対討論いたします。

○議長（田中）続いて、賛成討論があれば許します。国岡さん。

○17番（国岡）13年度予算の賛成討論を行います。

13年度は12年度に比べて2.7%減となっておりますが、不況のさなか、税徴収の減はいたし方ないと思います。また、税徴収に当たっては正直な者が損をしないように職員が一丸となって滞納のないように努力していただきたいと思います。限られた財源で、第3次総合基本計画の新規事業にも配慮され、配分され、他の款にもくまなく税法にのっとり配付されて、了いたします。この予算の執行に当たり、未執行のないよう100%の執行を願い、原案に賛成するものでございます。以上でございます。

○議長（田中）ほかに討論ございませんか。堀間さん。

○3番（堀間）私が提案いたしました、平成13年度海田町一般会計予算に対する修正案が先ほど否決されましたので、第21号議案、平成13年度海田町一般会計予算に反対いたします。

○議長（田中）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより起立による採決を行います。お諮りいたします。

第21号議案については、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（田中）起立多数と認めます。よって、第21号議案については原案のとおりこれを決します。

続いて、第22号議案、平成13年度海田町公共下水道事業特別会計予算についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものとするものでございます。討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中）討論なしと認めます。討論を終結いたします。お諮りいたします。

第22号議案については委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中）異議なしと認めます。よって、第22号議案については委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第23号議案、平成13年度海田町国民健康保険特別会計予算についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものとするものでございます。討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中）討論なしと認めます。討論を終結いたします。お諮りいたします。

第23号議案については委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中）異議なしと認めます。よって、第23号議案については委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第24号議案、平成13年度海田町老人保健特別会計予算についてを採決い

たします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものとするものでございます。討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中）討論なしと認めます。討論を終結いたします。お諮りいたします。

第24号議案については委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中）異議なしと認めます。よって、第24号議案については委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第25号議案、平成13年度海田町介護保険特別会計予算についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものとするものでございます。討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中）討論なしと認めます。討論を終結いたします。お諮りいたします。

第25号議案については委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中）異議なしと認めます。よって、第25号議案については委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第26号議案、平成13年度海田町水道事業会計予算についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものとするものでございます。討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中）討論なしと認めます。討論を終結いたします。お諮りいたします。

第26号議案については委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中）異議なしと認めます。よって、第26号議案については、委員長の報告のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。開会は10時です。

~~~~~○~~~~~

午前 9時44分 休憩

午前10時00分 再開

採制度検討会議が、工夫、改善を要する事項として提言に盛り込まれた事項が多いこと等を総合的に判断すれば、本請願の採否を審査する上で重要な要素となる、本請願を採択することによる具体的な効果は低いと言わざるを得ない。

ただし、細部においては本請願を採択することによって、請願の目的達成及び実現の可能性がかなり高くなると考えることも事実であります。

以上が審査の過程における委員各位の意見の概要でございます。

それでは、審査の結果を報告いたします。海田町における小中学校教科書採択制度の改善に関する請願については、審査の概要意見をもとに起立採決を行い、賛成多数により願意妥当と認め、採択すべきものと決定をいたしております。

以上で総務文教委員会の請願審査報告を終わります。

○議長（田中）以上で委員長報告を終わります。これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

これより本請願について採決を行います。本請願に対する委員長報告は採択です。討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中）討論なしと認めます。討論を終結いたします。お諮りいたします。

本請願については、委員長の報告のとおり採択することに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（田中）起立多数と認めます。よって、本請願については採択することに決定いたしました。

なお、本請願については海田町教育委員会へ送付いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（田中）日程第13、諸般の報告についてを議題といたします。

まず、本定例会第1日目以降の議会報告をいたします。去る2月20日に開催されました県議長会総会において、『かいた議会だより』が、第15回町村議会広報全国コンクール大会の奨励賞を受賞いたしました。まことにありがとうございます。広報委員の皆様には大変ご苦労さまでございました。

以上で議会報告を終わります。

続いて、報告第１号、海田中央第三蟹原一丁目地区污水管新設工事請負契約の変更に  
ついて、町長より報告を求めます。町長。

○町長（加藤）報告第１号、海田中央第三蟹原一丁目地区污水管新設工事（１２－５）請  
負契約の変更について。

海田中央第三蟹原一丁目地区污水管新設工事（１２－５）の請負契約を変更する必要  
が生じたため、町議会の委任による専決事項の指定についての規定に基づき、専決処分  
をしたので報告をいたします。内容につきましては担当者から説明いたします。どうぞ  
よろしくお願いします。

○議長（田中）下水道課長。

○下水道課長（槇根）それでは、海田中央第三蟹原一丁目地区污水管新設工事（１２－５）  
請負契約の変更の内容について、ご説明いたします。

この変更は、平成１２年第３８号議案により議決を得た、海田中央第三蟹原一丁目地  
区污水管新設工事（１２－５）の請負契約の工期を、工期、議決の日の翌日から平成１  
３年２月２６日までを、工期、議決の日の翌日から、平成１３年３月１９日までとし、  
工期を２１日間延長するものでございます。専決処分の年月日は平成１３年２月２０日  
でございます。

変更の理由でございますが、この下水道工事の一部、町道３号線、加藤写真館前から、  
元のおび内科医院前ですが、この区間におきまして行われています、町道３号線道路改  
良工事の完了を待って、同時に舗装を行うため工期を延長するものでございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。

○議長（田中）以上で報告を終わります。

これより質疑を行います。質疑があれば許します。住吉さん。

○１２番（住吉）前々から気がついたりんですが、この提案する前に、請負者とか、場所と  
か区間とかいうものを入れられる方が親切だと思うんです。忘れてしまっている、いつこ  
んなのあったかなというふうな感じになるんで、入れるわけにいかないのかどうか。最初  
に工事の提案をされたときの項目をとって入れていただいたらわかりやすいと思うんで  
すが、どうですか。

○議長（田中）下水道課長。

○下水道課長（槇根）契約した当初の内容を最初にかけばどうかということですが、

以後そうしてまいりたいと思います。今回につきましては大末建設が請け負っております。

工事請負金額は１億１，１３０万円でした。以上です。

○議長（田中）ほかに。佐中さん。

○１５番（佐中）今の方法ですね、議案にそのことを再度出すんですか、それは。ちょっとおかしいんじゃないですか。資料なら資料と言うてくださいよ。でなかったら議案に出してやったら、私は遡及効果というか、そういう方向になるので、それはどうなのか。

○議長（田中）下水道課長。

○下水道課長（槇根）議案には、工期とか請負金額とか決められたことしかできませんが、資料として提出をさせていただきます。

○議長（田中）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

本件については、地方自治法第１８０条第２項の規定により、議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので承認案件ではございませんので、報告第１号については、これをもって終結をいたします。

以上で諸般の報告のすべてを終結いたします。

ここで、町長より専決処分等について特に発言を求められておりますので、これを許します。町長。

○町長（加藤）専決処分についてのお願いでございますが、このたびの国会において、地方税法の一部を改正する法案が審議中でございます。この法案が成立次第、課税事務上必要でございますので、海田町税条例の一部を改正する条例を専決処分させていただきたいと思っております。どうかご了承いただきますようによりしくお願いいたします。

なお、本日は議員の皆様選挙を控えての最後の議会になろうかと思いますので、一言ごあいさつを申し上げます。

去る２月１４日から開会されました海田町議会定例会における、本会議並びに予算特別委員会におきまして、議員の皆様方には連日にわたり真剣かつ熱心にご審議をいただき、まことにありがとうございました。おかげをもちまして、本日平成１３年度一般会計予算を初め関係諸議案に多数のご賛意を賜り、衷心より厚くお礼を申し上げます。

皆さん方の長期間にわたる審議のご苦勞に対しまして、深く感謝の意を申し上げますとともに敬意を表するものでございます。これからの予算執行に際しましては、本議会並び

に予算特別委員会でいろいろと承りましたご意見やご要望につきまして、できる限り、その意に沿うよう最善の努力をしまいる所存でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

議員の皆様におかれましては、この３月３１日をもって任期満了を迎えられるに当たり、３月２５日には海田町議会議員選挙が挙行される運びとなります。大部分の議員の皆様が引き続いて立候補されるように聞いております。立候補される皆様方におかれましては、必ずや再び議席を確保されまして、この議場で再びお会いできますよう、心からご健闘をお祈り申し上げます。

また、ご都合により、この期で議員生活から離れます方々には、長年にわたり町政に尽力を賜りまして、このことについて厚くお礼を申し上げます。ありがとうございました。今後とも町政に対しまして、その経験を生かされまして、我々に助言、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

最後に、春の気配を日に日に強く感ずるようになってまいりましたが、まだまだ寒い日もございます。くれぐれも健康に留意をされ、今後ますますご活躍されんことを心からお祈りを申し上げ、私のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（田中）以上で、本定例会に付議されました、案件の審議はすべて終了をいたしました。

この際、議員の皆さん方にお知らせをいたします。今定例会も本日をもって終了いたしました。私たちが議員も３月３１日をもって任期満了となります。つきましては、議会議員選挙も執行される予定であります。議員の皆様方には、今期で引退を表明される方もおられ、一堂に会するのも本日が最後であろうと思います。ごあいさつの申し出がありますので、これを許します。ごあいさつの方、奥村さん。

○１９番（奥村）議場でこのような機会を与えていただきまして、議長さんに感謝申し上げます。次第であります。

さて、議員の任期は３月３１日まででございますが、皆さん方とこうしてご一緒になるのは本日が最後であろうと思いますので、一言お礼を述べさせていただきます。

思い起こせば、昭和４０年４月から９期、３６年間のこの海田町議会での議員として職務を全うしてまいりました。これもひとえに町民の皆さん方を初めとして、議長さん、議員の皆さん、町長さん、職員の皆さんのおかげでございます。大変お世話になりました。心からお礼を申し上げます。これからの海田町には大きな事業が山積してお

りますが、皆さん方のご努力により立派なまちづくりがされることを信じております。

終わりにりましたが、皆様方のご健康とご繁栄を心よりお祈りをいたしまして、簡単ではございますが、あいさつにかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（田中）この際、海田町議会互助会から記念品の贈呈を行います。

ご苦勞さまでございました。これからも、どうぞお体に気をつけて頑張ってください。

（記念品の贈呈）

○19番（奥村）どうもありがとうございました。

○議長（田中）閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、平成13年度予算を初め、土地区画整理事業施行条例の制定など重要案件を審議する最も重要な議会でした。私ども議員の任期の最後を飾るにまことに意義深い議会であったと思います。したがって、去る2月14日以来、13日間にわたり慎重なご審議により全議案がそれぞれ適切、妥当な結論を得ましたことは、本町のために、まことに喜びにたえないところでございます。執行部の皆さんにおかれましては、今日の厳しい社会情勢をかんがみ、一人一人が危機感を持ち、特に本予算の重要性に思いをいたされ、審議の過程において議員各位から述べられました意見並びに要望等が十分反映されるよう特段の配慮を払われまして、予算を初め、成立を見ました各議案の執行に当たっては、適切な運用をもって進められ、町政の発展のため一層のご努力をされんことを望みます。

さて、議場において皆様とお顔を合わせることも本日をもって最後となろうと思いますが、過去4年間、海田町議会の運営が円満に本日までまいりましたことは、皆様とともに喜びとしたいと思います。来るべき3月31日をもって任期満了となりますが、特にこの機会に次の町議会議員選挙に立候補を予定されている方を初め、再出馬されない議員各位にも今後ますます健康に留意をされまして、海田町発展のためご指導、ご協力をいただきますよう、切にお願いを申し上げます。

さらに、次の町議選に再出馬を予定されている各位におかれましては、来る3月25日の選挙において、全員が当選の栄誉を得られ、再びこの議場に全員が顔を合わせ、町民福祉の増進と町政発展のため、ともに頑張っていけますよう皆様方の格段のご奮闘をお祈り申し上げます。

最後に、未熟な議長でございましたけども、皆様方のご協力によりまして、無事職務が遂行できましたことに厚くお礼を申し上げ、私のお礼のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

以上で、平成13年第1回海田町議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

午前10時22分 閉会